

OMIC Food Safety Newsletter No. 579 May 19, 2023

日本の食品安全情報をタイムリーに日本語とタイ語で解説するニュースレターです。

★ 今週のトピックス (日本の厚生労働省からの情報)

1. モニタリング検査の追加 (違反による強化または検査命令解除による引下げ: 検査頻度 30%)

(2023 年 4 月下旬)

通知	対象食品 (含加工食品)	検査項目	区分	備考、参照 URL
4/28	中国産 しいたけ	アセフェート	引き上げ	https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/001092575.pdf 基準値 0.01 mg/kg - ppm
4/28	ベトナム産 赤とうがらし	テブフェンピラド	引き上げ	https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/001092575.pdf 基準値 0.01 mg/kg - ppm
4/28	インド産 とうもろこし	総アフラトキシン	解除	https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/001092575.pdf 基準値 10 µg/kg - ppb

※検査対象条件等詳細につきましては、参照 URL をご確認ください。

2. 最近のタイ産品の輸入違反事例

(2023 年 4 月下旬～5 月上旬)

日付	品名	不適格内容	基準	検査の種類
4/26	その他の魚肉ねり製品 (FROZEN MAME CHIKUWA)	成分規格不適合 (大腸菌群 陽性)	大腸菌群 陰性	自主検査
5/8	生食用冷凍鮮魚介類: さけ・ます (FROZEN SALOMON RANDOM SLICE)	成分規格不適合 (大腸菌群 陽性)	大腸菌群 陰性	自主検査
5/8	アラビアガム	成分規格不適合 (灰分不適 (5.2%))	4.0%以下	自主検査

★ RASFF マンスリーレポート

EU におけるタイ産品の違反状況

(2023 年 4 月下旬～5 月上旬)

日付	届出国	届出理由	通知タイプ
4/25	デンマーク	コリアンダーからクロルピリホスを検出	Information notification for attention
5/3	オランダ	緑茶から未承認のクロルピリホスを検出	Alert notification

★ 公衆衛生を守りエチレンオキシド暴露を減らすため新しい基準を提案 (EPAによる情報)

米国環境保護庁 (EPA) は、医療機器や特定のスパイス類の滅菌に使用されるエチレンオキシド (EtO) のガスにさらされる労働者の健康を保護するために、より厳しい大気排出基準などを含む新しい規制を提案しました。

EU で数年前から食品からの検出が問題になっている EtO ですが、米国ではハーブ/スパイス類の病原性微生物汚染 (特にサルモネラ) による食中毒防止のために使用を認め、その残留基準値 (トレランス) も設定しています。食品への使用を禁止して検出されたら違反であると判断している EU と、労働環境については保護するものの、食品についてはトレランスを設定した上で EtO 処理された食品の喫食はリスクにはならないと判断している米国は対照的です。どのような措置を講じるかは国/地域の方針によりますが、EU の措置が健康へのリスクが小さいのに大量の食品回収につながっていることを考えると、食料安全保障がますます深刻な問題になりつつある中で、科学的にリスクの大きさを考えたリスク管理措置の選択がこれまで以上に求められています。

※詳細は次の URL を御覧下さい。

<https://www.epa.gov/newsreleases/epa-proposes-new-standards-protect-public-health-reduce-exposure-ethylene-oxide>

※次号の OMIC Food Safety Newsletter No. 580 の発行は、2023 年 6 月 2 日とさせていただきます。

発行者: 海外貨物検査株式会社 バンコク支店 <http://omicbangkok.com/>

問合せ: (バンコク支店代表) coor.th@omicnet.com

ニュースレターバックナンバー: (タイ語) <http://omicbangkok.com/th/download/2>

(日本語) <http://omicbangkok.com/en/download/2>

食の安全ウェブサイト: (日本語) <http://www.omicfoodsafety.com/>